

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度をき面で周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				15	12	6	2	12	10	8	0	0	1	11
富山県	富山市	富山市教育委員会事務局 学校教育課学務係	076-443-2134	○	○		○	○	○					http://www.city.toyama.toyama.jp/kyoikuinkai/gakkokyoikuka/gakuyohinnadonoenjo.html
富山県	高岡市	高岡市教育委員会 学校教育課	0766-20-1451	○	○	○	○							http://www.city.takaoka.toyama.jp/school/kosodate/shugaku/enjo.html
富山県	魚津市	教育委員会学校教育課	0765-23-1044	○	○		○	○						http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=90
富山県	氷見市	教育委員会事務局学校教育課	(0766)74-8213	○	○		○	○	○					www.city.himi.toyama.jp/
富山県	滑川市	学務課	076-475-2111 (内線253)	○			○		○					http://www.city.namerikawa.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=2522
富山県	黒部市	黒部市教育委員会 学校教育課	0765-54-2111				○	○						
富山県	砺波市	教育委員会 教育総務課	0763-82-1903	○			○	○	○					
富山県	小矢部市	教育委員会 教育総務課	0766-67-1760 内線534				○	○						
富山県	南砺市	教育総務課	0763-23-2012			○			○					
富山県	射水市	射水市教育委員会学校教育課	0766-59-8090	○				○						http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=746
富山県	舟橋村	教育委員会	076-464-1121	○					○					http://www.vill.funahashi.toyama.jp/living/guide/08_1.html#03
富山県	上市町	教育委員会事務局 学校教育班	076-472-1111 内線(343)	○			○	○						info@town.kamiichi.lg.jp
富山県	立山町	教育課 学校教育係	076-462-9981	○			○		○					http://www.town.tatsuyama.toyama.jp/pub/guide/svGuideDtl.aspx?servno=214
富山県	入善町	教育委員会事務局	0765-72-1100 (内線352)	○	○		○	○	○					https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gakko/kyoiku/kyoiku/shugakuenjo/index.html
富山県	朝日町	教育委員会事務局	0765-83-1100	○	○		○	○				○		http://www.town.asahi.toyama.jp/index.php?u=kurasi/kodomo/gakuyohin.html

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変ると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						
課税所得等の分類	基準額の時期	目安額																								
	該当団体数	11	9	8	6	7	10	3	5	6	6	5	4	5	6	2	2	0	0	12						
富山県	富山市	○													○						1.2	課税所得	その他	356	10%未満	
富山県	高岡市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用。	10%未満
富山県	魚津市															○					1.2	給与収入(引き前)	前年度	364	10%未満	「生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第174号)」による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和33年厚生省令第18号)による額を指す。
富山県	水見市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○					1.2	その他	前年度	295	10%未満	保護者死亡、離婚等家庭事情の急変した者
富山県	滑川市	○				○									○						1	課税所得	前年度	303	10%未満	
富山県	黒部市	○	○	○	○	○				○					○					○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用。	10%未満
富山県	砺波市	○	○	○		○														○					「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用	10%未満
富山県	小矢部市	○	○	○	○	○	○	○												○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用。(1.5未満のものを認定)	10%未満
富山県	南砺市																			○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用。	10%未満
富山県	射水市	○	○	○	○	○				○										○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用。	5%未満
富山県	舟橋村																			○					「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用	5%未満
富山県	上市町	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○						○					「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額見直し表」を利用	5%未満
富山県	立山町	○	○			○														○					経済的に困難している者※特別支援教育就学奨励費の支弁区分決定方法を準用して、世帯所得が「需要額の1/2」に満たない世帯のもの	5%未満
富山県	入善町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					特別支援教育就学奨励費補助の規定する算定方法を用い、収入額が需要額の1.0倍以下を認定の対象とする	5%未満
富山県	朝日町																			○					特別支援教育就学奨励費補助に規定する算定方法を使用(需要額に対して世帯全体の所得額が1.0以下の場合に認定の対象となる)	10%未満

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-1					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
①都道府県	②市町村名																					
	該当団体数	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	富山市	○					○				○											
富山県	高岡市																					
富山県	魚津市																					
富山県	水見市																					
富山県	滑川市					○																
富山県	黒部市																					
富山県	砺波市																					
富山県	小矢部市																					
富山県	南砺市																					
富山県	射水市																					
富山県	舟橋村																					
富山県	上市町																					
富山県	立山町																					
富山県	入善町																					
富山県	朝日町																					

①都道府県	②市町村名	問目 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問目-1 認定基準額を下げたか					問目-2					問目-3 問目-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)											問目-4 問目-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	カ. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	キ. SSW以外の外部人材	ク. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	コ. 福祉担当部局等と連携した取組	カ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	キ. 就学援助以外の義務教育段階の教育費負担軽減事業	ク. 子供医療費助成制度	ケ. 対象者への手厚い支援	その他		
	該当団体数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
富山県	富山市																							
富山県	高岡市																							
富山県	魚津市			○																				
富山県	水見市					○																	平成25年8月の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、当該見直し前の生活保護基準を適用している。	
富山県	滑川市																						基準額の時期を変更(平成25年度は平成25年4月1日を基準額の時期として設定、平成26年度も平成25年4月1日を基準額の時期として設定)	
富山県	黒部市																							
富山県	砺波市																							
富山県	小矢部市																							
富山県	南砺市																							
富山県	射水市																							
富山県	舟橋村																							
富山県	上市町																							
富山県	立山町																						*児童福祉課児童支援事業(幼児や児童及びひとり親家庭などの保護費を助成することにより負担を軽減) *通学費補助、コミュニティバスの無料バス、地鉄定期券の支給(特定地区を対象)	
富山県	入善町																							
富山県	朝日町																							